

議案第 4 7 号	三田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
国保医療課	国民健康保険法の一部改正に伴い、同法を引用する当該条例について所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p><b>【関係法令】</b> 国民健康保険等の一部改正する法律（平成 24 年法律第 28 号） 平成 2 4 年 4 月 6 日公布 平成 2 7 年 4 月 1 日施行</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>国民健康保険法の一部改正に伴い、保健事業の特定健診等について規定している三田市国民健康保険条例第 14 条において、引用法令である「国民健康保険法第 72 条の 4」が「第 72 条の 5」に改正されたため、同条例を法律に従って改正する。</p> <p>※保険者を支援するための制度に関する事項が第 72 条の 4 に新設されたことにより、特定健康診査等に要する費用の負担が第 72 条の 5 に改正された。</p> <p>〈参考〉</p> <p>保険者を支援するための制度に関する事項（国保法第 72 条の 4 関係） 所得の少ない者の数に応じて国及び都道府県が市町村を財政的に支援するための制度について、平成 27 年度から恒久化することとしたこと。</p>	